

業 務 仕 様 書

水 産 庁

1. 件 名：多目的ボール発射装置設置業務
2. 業務内容：水産庁白嶺丸に多目的ボール発射装置を設置すること。
なお、設置する装置の仕様等については、別記参照。
3. 数 量：1式
4. 履行期限：令和4年3月25日
5. 履行場所：水産庁白嶺丸
6. そ の 他：
 - (1) 詳細事項及び本仕様書に定めのない事項、また疑義が生じた場合は、担当職員と協議の上で対応すること。
 - (2) 装置の運搬に係る経費は、受注者負担とすること。
 - (3) 不具合が発生した場合は、設置後1年間は受注者負担で装置の保守を行うこと。
 - (4) 設置後1年を経過した場合であっても、装置に不具合が発生した場合は受注者の責任において対応すること。
 - (5) 受注にあたって知り得た事項については、外部に漏らさないこと。
また、秘密保全に係わることは、担当職員の指示に従うこと。
 - (6) 支払については、適法な支払い請求を受けた日から起算して30日以内に支払うものとする。

(別記)

1. 仕様・構成

(1) 多目的ボール発射機 (本体部)	1 式
(2) 多目的ボール発射機 (台座部)	1 台
(3) 付属品 P V C透明空ボール (φ50)	2 0 0 個
エアーホース (巻取り機能付き)	2 0 m
遠隔操作用リモコン	1 台
発射確認用カメラ及びモニター	各 1 台
発射機専用カバー	1 式

2. 機能及び性能

- (1) ボール発射は圧縮空気を使用して、ボールの飛距離が 1 5 0 m以上の機能を有すること。
- (2) 連続発射が可能で、発射間隔は 3 秒以内であること。
- (3) 船内の雑用エアーの使用でき、かつ、その使用圧力が 0. 7 m p 以下で使用できること。
- (4) 誤発射防止の安全装置を装備すること。
- (5) 遠隔発射が可能であること。
- (6) 本体部に命中率を高めるためのレーザーポインターを装備すること。
- (7) 本体部に任意で空気圧を調整できる機能を装備すること。
- (8) 本体部に傾角計を装備すること。
- (9) 本体部に取り外し可能な保護シールドを装備すること。
- (10) 台座部は移動可能なキャスター付きであること。
- (11) 当該装置は、A C 1 0 0 Vで使用可能なこと。
- (12) 洋上使用のため、塩害、風浪による防水・防塵、振動、波浪による動揺、紫外線及び電食防止などの対策を講じていること。
- (13) エアーホースに本船側との接続金具を有すること。

3. 特記事項

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法に抵触しないこと。
- (2) 装置設置後、全ての動作確認を実施すること。また、設置後、通常の使用状況において発生した不具合については、1 年間はメーカー負担により不具合を解消すること。
- (3) 装置の設置場所及び時期については、担当職員と協議のうえ決定すること。
- (4) 完成図書として 2 部及び電子データとして保存した D V D 等記録媒体を 1 部提出すること。